

平成21年7月21日

支障除去等に関する基金のあり方懇談会 事務局  
環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室  
室長 荒木 真 一 様

支障除去等に関する基金のあり方懇談会 委員  
(社)日本建設業団体連合会  
島田 啓三  
(社)全国建設業協会  
富田 和久

産業廃棄物等不法投棄原状回復基金制度の平成22年度以降のあり方については「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」を設置し、鋭意検討を進めて頂いております。

建設八団体副産物対策協議会においても2名の委員を委嘱頂き、建設業界を代表して意見を述べさせて頂いておりますが、「懇談会」の開催頻度・時間も限られておりますので、建設業界の立場と考え方について、下記の通り文書により提出させて頂きます。

## 記

### 1. 建設業界の構造と特徴について

建設業のうち許可業者は、平成20年度で51万社となっている。

その内訳は、資本金10億円以上の会社が0.3%、1億円以上を加えても僅か1.2%に止まり、一方で、個人経営の会社が20.8%を占めている等、その経営規模・形態が極めて幅広いのが特徴で、未組織のものが41万社以上にもなると見られている。

### 2. 不法投棄の実態に係わる認識について

環境省調査によれば、不法投棄廃棄物の種類別内訳は、建設系廃棄物が約8割と公表されており、このような傾向が長期的なものとなっている。

建設系廃棄物が多く不法投棄される原因として、かつて、小規模解体工事については施工業者の規制がなく、安価なミンチ解体が横行し、自社処分として処理されていた。現在では建設リサイクル法により、規制が強化されてきているものの、これらの実態が現在でも一部継続されると想定される。また、一部では、医療廃棄物などの感染性や有害廃棄物の不法投棄を覆い隠す材料として建設廃棄物が投棄される実態もある。これらは犯罪と知りつつ行われるもので、業界団体等が関与できないところで行われているものである。

さらには、実態調査方法にも建設業界には異論があり、不法投棄廃棄物の種類として安易に「建設系廃棄物」と考えやすい傾向があるものと考えている。建設業界としては、これら調査結果がそのまま実体的な状況であるとは考えないが、不法投棄廃棄物として「建設系廃棄物」が多くを占めていることについては、真摯に受けとめ、できうる限りの対応策を講じてきているところである。

### 3. 建設八団体副産物対策協議会の活動について

#### (1) 設立の経緯

建設八団体副産物対策協議会(以下、建設八団体)は、昭和59年に、建設副産物処理問題を業界共通の課題であるとして、建設業界を代表する団体で設立したことをはじまりとしている。

建設八団体の各団体傘下企業数は、常に変動するものであるが、現在約9万7千社程度となっている。

【註】加盟団体の合併により平成21年4月より九団体から八団体に組織変更

#### (2) 建設マニフェスト販売センターの設立と建設系マニフェストの販売・普及

平成9年の廃棄物処理法改正(平成10年施行)により、マニフェスト交付が全ての産業廃棄物に適用拡大されるとともに、電子マニフェスト制度も創設された。これを受け、平成10年11月、建設八団体でマニフェスト販売センターを設立、建設系廃棄物マニフェストの普及・販売を行ってきたが、年間約2,700万部で推移しており、確実に普及、促進が図られてきた。

なお、平成20年度(第11期)のマニフェスト販売数は、約2,430万部で前年度の約88%に減少しており、今後は、電子マニフェストの普及や工事量の減少に伴い、漸減していくものと予測している。

#### (3) 産業廃棄物等不法投棄原状回復基金への出えん

基金発足当時、各産業別負担割合については、様々な議論が交わされた。

不法投棄に関する手がかりは、直近3ヶ年の厚生省不法投棄実態調査以外になく、これによれば、原状回復されず投棄されたままになっているものの9割が建設系であった。このため、建設業界はその割合に応じて負担すべきとの意見が多くあった。

建設八団体においては、

①厚生省不法投棄実態調査の妥当性

②産業界全体に向けられた拠出要請に対して負担が特定の業界に偏りすぎている。

③建設業界の特徴から、建設廃棄物の適正処理に真摯に取り組んでいる一部の団体・企業が過大な負担を強いられる。

等々、多くの異論が出された。

その後、社会的責任を果たす意味から主体的に対応し、基金に対しては自発的な意志に基づくことを前提に拠出協力の方針を決定したものである。

なお、基金発足の平成10年以降、平成20年度までの11年間の建設業界からの出えん累計額は、19億3300万円(産業界からの拠出分の約69.5%)にも上り、原状回復基金に対しては多大な貢献をしているとの自負を持っている。

しかしながら、毎年拠出する金額が莫大であることから、他産業界のような団体運営費等からの支出方法は不可能であり、平成10年にスタートした建設マニフェスト販売の売り上げから捻出する仕組みとしている。

#### (4) 建設廃棄物の適正処理に係わる講習会の継続的な全国展開

建設八団体では、建設廃棄物適正処理の推進、法改正に対応した取組みと趣旨の周知徹底を図るため、必要の都度、全国的な講習会や周知活動を展開している。

①廃棄物処理法改正(平成10年12月施行)により、全ての産業廃棄物の移動に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行義務付け(全国主要都市で講習会開催)

・法改正の周知

・独自の建設系マニフェストの仕組み・建設副産物処理委託契約等の普及促進

- ②廃棄物処理法改正(平成13年4月施行)により、排出事業者に、マニフェストに最終処分の予定場所の記載・最終処分完了の確認義務付け等(全国主要都市で講習会開催)
  - ・改訂マニフェスト・改訂廃棄物委託処理契約書の普及促進
- ③建設廃棄物のさらなる適正処理と再資源化を目指し、平成20年度から47都道府県全てをカバーする講習会を開始(建設八団体会員以外も含め、建設に係わる企業全てを対象に開催)
  - ・不適正処理の未然防止
  - ・電子マニフェスト普及促進

#### 4. 平成22年度以降の原状回復基金のあり方に対する建設八団体の立場と考え方

(1)そもそも、建設八団体においては、平成19年度から21年度までの3年間の基金拠出については、平成19年3月の環境省説明に基づき、本懇談会において、「不法投棄等の排出実態をより反映しながら、広く薄く拠出されるような出えん方法等について検討」することを大前提に出えんを了承した経緯がある。

(2)基金を拠出してきた側からすると、制度の存続自体に反対であり、不法投棄(犯罪行為)に対する事後処理(尻ぬぐい)を、本来、産業界が負うべきではないと考える。

不法投棄された産業廃棄物の原状回復は原因者の責任において行わせることが大原則であり、環境省および都道府県等においては、「捨て得」を容認することのないよう、不法投棄者(犯罪行為者)に対する取締り・処分の迅速化と原因者負担の一層の徹底強化を図るとともに、その結果を速やかに公表すべきである。

(3)「不法投棄」とはどのような不適正処理の状態を云うのか、「生活環境の保全上の支障が生じ、または生じる恐れがある」とはどのような状況を云うのか、より明確な判断基準を示すべきである。そのうえで、仮に、平成22年度以降、基金を継続させるとした場合、その適用事業について、今後の期限、規模、金額等、明確な方針を示すべきである。

(4)不法投棄の課題は、「量」のみならず有害性等、「質」の問題が重要である。有害性が高い不法投棄処理を優先的に対応してきた結果、建設業界の拠出額と基金の活用状況に乖離が生じ、残存不法投棄の建設系比率に改善が見られず、その数値等をベースに拠出の根拠とされることは受け入れられない。

(5)建設業界では、近い将来、電子マニフェストの普及等により建設マニフェスト(紙)の販売数が急速に減少し、早晩、拠出原資が枯渇することと見込んでいる。

現行の基金制度の枠組みでは、建設業界の負担は、「社会貢献」としての拠出額にしてはあまりにも莫大であり、現実的に今後の出えん要請には応じられなくなると考えている。

(6)現在の基金拠出は、社会貢献という観点から、あくまでも「任意」であることを改めて確認するとともに、目安としての「減額」「負担割合の見直し」が必要であり、再度、基金制度の廃止を含め、広く薄く拠出されるような抜本の見直しを要請するものである。

以 上